

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

○多治見市火災予防条例の規定による指定催しとなる要件を定めるについて（平成26年5月16日消防本部告示第5号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
○多治見市火災予防条例の規定による指定催しとなる要件を定めるについて 平成26年5月16日消防本部告示第5号 多治見市火災予防条例の規定による指定催しとなる要件を定めるについて 多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号） 第45条の2第1項に規定する大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 （１） 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。 （２） 主催する者が出店を認める露店等の数が<u>100</u>店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。 附 則 この告示は、平成26年7月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この告示は、令和7年7月1日から施行する。</u>	○多治見市火災予防条例の規定による指定催しとなる要件を定めるについて 平成26年5月16日消防本部告示第5号 多治見市火災予防条例の規定による指定催しとなる要件を定めるについて 多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号） 第45条の2第1項に規定する大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 （１） 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。 （２） 主催する者が出店を認める露店等の数が<u>50</u>店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。 附 則 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
摘要	改正理由 安全面と規制緩和を再検討した結果、指定催しとして規制すべく催し要件を国が示した店舗数に合わせることとしたため、当該告示の一部改正を行うもの。